|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | United Nations 国連 | CRPD/C/VNM/1 | |
| _unlogo | **Convention on the Rights of Persons with Disabilities**  障害者権利条約 | | Distr.: General  6 March 2019  Original: English  English, Russian and Spanish only  配布：一般  2019年3月6日  オリジナル：英語  英語、ロシア語、スペイン語のみ |

障害者権利委員会

条約第35条に基づく、

ベトナム 初回締約国報告　 2018年提出期限

CRPD/C/VNM/1

2018年4月4日　受領

Viet Nam

＊ この文書は編集を経ずに提出されている。

目次

ページ

I. 一般的規定の実施

（第1条から第4条）

II. 特定の条項の実施

1. 平等及び無差別－第5条

2. 意識の向上－第8条

3. アクセシビリティ（施設及びサービス等の利用の容易さ）－第9条

4. 生命に対する権利－第10条

5. 危険な状況及び人道的緊急事態－第11条

6. 法律の前にひとしく認められる権利－第12条

7. 司法へのアクセス（司法手続の利用の機会）－第13条

8. 身体の自由と安全－第14条

9. 拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは

　　　　　　　刑罰からの自由－第15条

10. 搾取、暴力、虐待からの自由－第16条

11. 個人をそのままの状態で保護すること－第17条

12. 移動の自由及び国籍についての権利－第18条

13. 自立した生活と地域社会へのインクルージョン－第19条

14. 個人の移動を容易にすること－第20条

15. 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会－第21条

16. プライバシーの尊重－第22条

17. 家庭と家族の尊重－第23条

18. 教育－第24条

19. 健康－第25条

20. ハビリテーション、リハビリテーション－第26条

21. 労働及び雇用－第27条

22. 相当な生活水準及び社会的な保障－第28条

23. 政治的及び公的活動への参加－第29条

24. 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加－第30条

III. 障害のある女性と子ども

1. 障害のある女性－第6条

2. 障害のある子ども－第7条

IV. 締結国による義務の履行

1. 統計及び資料の収集－第31条

2. 国際協力－第32条

3. 国内での実施と監視－第33条

I. 一般的規定の実施  
（第１条から第４条）

1. ベトナムの障害に関する法的枠組みは、例外なく全国に適応できるものである。ベトナムは条約のいかなる条文も留保していない。したがって条約批准後は、ベトナムでは条約に規定されている障害のある人の権利はすべて認められ、保護されている。

2. ベトナムは2010年に、障害者法（Law on Persons with Disability）を公布した。同法は、障害のある人の社会参加、自立生活、障害のない人と同等ベースの権利享受を認めた。また、締結国、家族、地域社会の、障害のある人の権利を保障し保護する責任を規定している。

3. 障害者法によれば、障害のある人とは、「身体の一部またはいくつかの部位に機能障害（impairment）あるいは機能的障害（functional impairment）があり、それが様々な形態の障害（disability）として現れ、仕事、日常生活、学習に支障をきたすおそれのある人」と定義されている。同法ではまた、障害を、運動、聴覚および言語、視覚、精神、知的、その他の活動の6つのタイプに分類している。さらに同法は、(a)重度障害者とは、自分自身では日常活動ができない人、(b)中度障害者とは、自分自身でいくつかの日常活動ができる人、(c)軽度障害者とはこの条項のa、bに当てはまらない人、の3つレベルを規定している。

4. ベトナム国家障害者委員会（Viet Nam National Committee on Disability）は、障害者権利条約（CRPD）の実施を促進するための国家調整機関として、2015年に設立された。同委員会は、障害支援活動において、首相が関係省庁、政府機関、地域（localities）に指示を出したり、それらの間の調整を行うこと対して、補佐する役割義務を持っている。労働・傷病兵・社会問題大臣（Minister of Labor, Invalids and Social Affairs）は、ベトナム国家障害者委員会の委員長に任命されている。委員会は、関係省庁の副大臣12人、障害のある人のあるいは障害のある人のための中心的組織の代表者6人の、合計18人のメンバーで構成されている。

5. 2016年6月21日に、CRPDの実施のための国家計画を公布した。これは、医療とリハビリテーション、教育、職業訓練と雇用、生活支援、公共的建物へのアクセシビリティ、交通、情報通信技術（ICT）、法的公正（legal justice）などにおいて、障害のある人の権利を促進し、確実なものにするための総合的な行動計画である。この計画は、締結国の条約に対する義務の遂行に寄与する、省庁と機関の責任を規定している。報告時点までに、21の市／県が地方障害者委員会（provincial Committee on Disability）を設置し、また24の市／県が地方CRPD実施計画を策定し、承認している。

6. 政府と関係省庁は、障害者支援政策を履行するために、国家計画と部門計画（sectoral plan）、プログラム、プロジェクトを発令した。これには、以下のようなものがある：

・障害者支援のための国家行動計画（National Action Plan to support persons with disabilities）2012年～2020年

・リハビリテーション国家計画（National Action Plan on Rehabilitation）2014年～2020年

・社会福祉専門職開発国家計画（National Plan on development of social work profession）2010年～2020年

・知的障害のある人や精神障害のある人のための社会扶助と地域に根差したリハビリテーション国家計画（National Plan on social assistance and community based rehabilitation for persons with mental disorders）2011年～2020年

・孤児、遺棄された子ども、HIV/AIDSに感染した子ども、有害化学物質の被害者である子ども、重度の障害のある子ども、自然災害の被害を受けた子どもを支援するための国家計画（National Plan to support orphans, abandoned children, children living with HIV/AIDS, children who are victims of toxic chemicals, children with severe disabilities and children affected by natural disasters）2013年～2020年

・アメリカ合衆国がベトナム戦争時に使用した有害化学物質被害者の地域に根差したリハビリテーションのためのプロジェクト（Project on community based rehabilitation for persons affected by toxic chemicals used by the US during the war in Viet Nam）2008年～2016年など。

7. 障害認定は、2010年障害者法、障害者法施行令（Decree guiding the implementation of the Law on Persons with Disability）、および労働・傷病兵・社会問題省（Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs: MOLISA）、保健省（Ministry of Health: MOH）、財務省（Ministry of Finance: MOF）、教育訓練省（Ministry of Education and Training: MOET）の共同通達（Inter-Circular）（37/2012/TTLT-BLDTBXH-BYT-BTC-BGDDT）に準拠して実施される。これらの文書では、障害の種類と程度は、診断審議会（Medical Examination Councils）によって障害の判定が行われる特別なケースを除いて、地方自治体の障害判定審議会（Disability Determination Councils）によって判定されること、と規定した。2016年末までに、63の市、県のすべてが、障害判定サービスを実施し、重度障害266,639人、中度障害634,567人、軽度障害543,126人に障害認定証（disability certificate）を付与した。障害の種類別では、身体障害349,636人、聴覚発話障害196,362人、視覚障害198,254人、精神障害211,587人、知的障害201,756人、その他の障害で障害があると判定され、障害認定証が交付されている154,985人である。

8. 障害のある人には、障害判定の結果に基づいて、障害の程度と種類が示されている障害認定証が交付される。政府は、地域在住の重度および中度障害のある人に社会福祉手当（social allowance）を、また、重度および中度障害のある人、妊娠中および生後36か月以内の子どもを養育している障害のある人の介護士に介護手当を毎月支給している。今日までに、63の県と市が、896,644人の重度および中度の障害のある人に、少なくとも法令136/2013/ND-CPと共同通達29/2014/TTLT-BLĐTBXH-BTCに定められている毎月の社会福祉手当を支給してきた。

9. 障害者法は障害のある人に対するいかなる烙印行動、差別行動も禁止している。同法は次のように定義している： 「障害のある人に対する差別とは、障害を理由とした、障害のある人に対する疎外、拒絶、虐待、誹謗中傷、嫌悪感表示の行動や障害のある人の権利の制限のことである」。「障害のある人への烙印とは、障害を理由とした、彼らへの無視や軽蔑の態度のことである」。障害者法に定められたこれらの定義に基づき、関連する各分野の法律である、労働法（Labor Code）、診断治療法（Law on Medical Examination and Treatment）、職業教育法（Law on Professional Education）、教育法（Law on Education）などには、障害のある人の業務、雇用、社会保障、教育、保健、経済、市民活動を行う際の非差別の規定が含められている。

10. ベトナムの法的枠組みでは、「コミュニケーション」、「言語」、「合理的配慮」、「ユニバーサルデザイン」などの専門用語の定義がまだ定められていない。しかし、ベトナムはこれらの用語の内容を、国家法体系や公共建物のアクセシビリティ標準などの関連政策に含める努力をしている。これらは、輸送インフラストラクチャや車両へのアクセシビリティの国家法体系、情報通信技術へのアクセシビリティの国家標準である。

11. 障害のある人は、彼らに直接影響のある法的文書に関して相談される。2015年 法規範**文書**発行法（Law on Promulgation of Legal Documents 2015）によれば、政策原案作成機関は、具体的政策の立案中に、直接受益者の意見を尋ねなければならないとされている。たとえば、1992年の憲法改正の期間中、改正憲法原案は公開協議の場で入手でき、障害のある人、障害のある人の団体は、憲法原案の具体的な条項について議論し、コメントを出す機会を得た。障害者法が原案だった期間に、その原案は、障害のある人と障害のある人の団体は、協議ワークショップや政策立案者との対話や請願書によってコメントを出すことができた。

II. 特定の条項の実施

1. 平等及び無差別 – 第5条

12. 2013年憲法は、政治的、市民的、経済的、文化的、社会的生活において誰も差別されないことを認めている。障害者法は、障害のある人に対する烙印、差別を禁止し、障害のある人は社会活動、自立生活、地域へのインクルージョンのすべてにおいて、平等な参加をする権利を持つようにしなければならない、と規定している。

13. 障害のある人が、社会のほかの人と対等に、平等に参加し、十分に権利を享受できることを確実にするために、障害者法では、医療、教育、職業訓練と雇用、文化、スポーツ、娯楽や観光、公共建築物へのアクセス、交通、情報通信技術、社会保障における権利を詳しく規定している。

14. 分野ごとの法律（sector laws）にも、社会的、経済的生活の重要な局面（aspect）において、障害のある人への非差別を確実にするための規定がある。労働・雇用政策では、障害のある従業員に対する差別や採用拒否を禁止している。教育法（Law on Education）、高等教育法（Law on Higher Education）、診断治療法（Law on Medical Examination and Treatment）、健康保険法（Law on Health Insurance）には、障害のある人が教育、健康、保健に平等にアクセスできるようにする規定がある。信仰および宗教に関する法律（Law on Religious Belief）、国民投票法（Law on Referendum）、国会議員および人民評議会議員選挙法（Law on Election of National Assembly and People’s Council members）、報道法（Press Law）、情報アクセス法（Law on Access to Information）などの人権に関する法律や政策は、障害のある人を含むすべての国民が平等ベースで権利を行使できることを承認している。民法（Civil Code）、刑法（Penal Code」、民事訴訟法（Civil Procedure Code）、刑事訴訟法（Criminal Procedure Code）には、民事取引（civil transaction）、違反行為への対処および刑事訴訟の際の障害のある人の権利を、尊重し、守ることを確実にする規定がある。

15. 法律制度には、障害のある人が平等ベースで権利を行使し、社会に参加できるようにする、優遇条件も規定している。たとえば、民法、児童法（Children Law）は、障害のある人が民事取引をするときの後見人あるいは代理人について規定している。刑事訴訟法は、もし被告人に身体的あるいは精神的機能障害があり、自分自身のことを守ることが妨げられている場合、訴訟手続き―実施機関は彼らのために擁護者を任命しなければならないと。その他の優遇施策（preferential policy）には、障害のある子どもの優先入学、障害のある人の交通費免除あるいは割引などがある。

16. CRPD実施のための国家計画（National Plan on CRPD implementation）にはまた、CRPDの実施に関して、関連部門や機関の責任や措置が詳細に規定されており、障害のある人が社会生活のあらゆる側面で平等な参加とインクルージョンを確保できるようになっている。

17. 障害のある人はあらゆる形の差別から保護されている。障害のある人は社会のほかの市民と同じように、権利と正当な利益の享受、市民としての義務の履行において平等であることが保証されている。障害のある人への不平等や差別があったときには、行政処分や刑事罰の対象となり、障害のある人に損害を与えた場合には賠償が求められる。2013年10月29日付政令第144/2013/ND-CPは、以下のような障害のある人の権利に対する行政違反への制裁を規定している： 障害のある人に対する禁止行為の違反、健康管理、診察、治療に対する権利の侵害； 教育を受ける権利の侵害； 職業訓練を受ける権利の侵害、雇用される権利の侵害。これに基づき、障害のある人に対する烙印や差別的行為は、300万ベトナムドン（VND）から500万ベトナムドンの罰金の対象となる。

18. ベトナム政府は、障害のある人が社会生活でのあらゆる活動に、他の人々と平等に参加できるよう、あらゆる措置を講じた。障害のある人は、自分たちに直接影響を与える政策について、マスメディア、協議ワークショップ、会議などを通じて相談を受ける。これは、法律や政策が障害のある人のニーズに対応していて、不平等を生じさせないようにするためである。

2. 意識の向上－第8条

19. 2010年障害者法は、障害を予防する、国民の意識を向上する、障害のある人への態度や行動を変える、また、障害のある人に対する烙印や差別を防ぐ、を目的として、障害問題に関する情報、コミュニケーション、教育を規定している。

20. CRPD実施のための国家計画には、政府関係者、障害のある人、その家族、一般市民を対象とした、CRPD、障害者政策、障害のある人の権利に関する認識を高めるための措置および、障害のある人、特に子ども、女性、高齢者、少数民族の障害のある人に対する平等を促進し、暴力や差別を防止するための措置が含まれている。障害者支援のための国家行動計画（National Action Plan to support persons with disabilities）2012年～2020年では、意識向上を主要な要素の1つとみなしている。

21. ベトナムでは、テレビ、ラジオ放送、新聞、チラシ、ポスターなどを通じて、あるいは国際障害者デー、ベトナム障害者デー、その他の国の記念日にフォーラム、会議、ワークショップ、イベントを開催するなど、障害者の権利についての国民の意識を高めるためのさまざまな活動が行われている。障害者政策全般、特にCRPDに関する情報は、ベトナムの幅広い報道ネットワークで頻繁に取り上げられている。

22. MOLISA（労働・傷病兵・社会問題省）はメディアや障害者団体と協力して、毎年、ベトナムの障害者の日（4月18日）、国際障害者の日（12月3日）、祝祭日などにCRPDや障害者法を広めるイベントを開催し、障害者政策に関するコンテストや障害のある人の芸術公演を開催した。

23. 2008年から2016年に、ベトナムの出版社は障害のある人に関する国民の意識向上を目的とした出版物を、112冊、410,784部発行した。これらの出版物の重点を置いている内容は以下のようなものである： 障害に関する法的枠組み、障害者政策、障害のある人の権利を含めた人権、障害のある人のための職業訓練の指導マニュアル。

3. アクセシビリティ（施設及びサービス等の利用の容易さ）－第9条

24. ベトナムは、障害のある人のアクセシビリティを確保するための法的枠組みを整備した。2010年障害者法は、障害のある人は、公共建設、公共交通、情報技術、文化サービス、スポーツ、観光、その他のサービスにおいて、障害の種類や程度に応じたアクセシビリティを享受する権利を持つと強調（assert）した。医療施設、教育施設、文化施設、体育施設、スポーツ施設、観光施設には、障害のある人のアクセシビリティを確保するために、そのインフラを修復・改善する責任がある。障害者法はまた、「アクセシビリティ」を「障害のある人が社会生活に完全に溶け込めるように、公共事業、公共交通機関、情報技術、文化、スポーツ、観光、その他のサービスへの平等なアクセス、利用を確保すること」と定義している。建設法（Law on Construction）、道路交通法（Law on Road Traffic）などの関連する法律は、障害のある人のアクセシビリティを、建設および道路交通に関連する活動の実施の際の、基本的要件の1つとみなしている。2016年情報アクセス法（Law on Access to Information 2016）では、障害のある人、国境、島嶼、山岳地帯、社会経済的に困難な地域に住む人々が情報にアクセスできるよう、政府が有利な条件を提供することも規定している。

25. CRPD実施のための国家計画（National Plan on CRPD implementation）は、交通、建設、通信、情報技術へのアクセスでの障害のある人の権利を確保するために必要な措置を規定している。障害者支援のための国家行動計画（National Action Plan to support persons with disabilities）2012年～2020年は、モニタリングと評価、パイロットモデルの開発、新技術の研究と応用に重点を置き、公共の建物、交通機関、情報技術、通信への障害のある人のアクセスと利用を支援するための目的、目標、具体的な活動を定めている。

26. 公共の建物へのアクセシビリティは、2014年建設法と2008年道路交通法で規定されている。2014年建設法では、建設活動の基本原則の1つは、障害のある人が公共の建物や高層建築物に安全かつ便利にアクセスし、利用できるようにすることであると規定している。2008年道路交通法では、新設、改良、修復された道路は、技術面および安全面のアクセシビリティ基準を満たさなければならないと規定されている。都市部の道路には、障害のある人が安全かつ便利に移動できる歩道（pavement）、道路、トンネル、その他の交通施設がなければならない。ベトナムはまた、建設工事のアクセシビリティに関する国家規格10:2014/BXDと、建設工事のアクセシビリティに関する、以下の3つの国家基準を制定した： 住宅建築工事および建設工事のアクセシビリティに関する国家基準、障害のある人のアクセシビリティを確保するための道路および歩道に関する国家基準である。

27. 建設省の統計によれば、これまでのところ、医療施設の22.6％、教育施設の20.8％、美術館と展示館の13.2％、コンベンションセンターとオフィスビルの11.3％、スーパーマーケットの5.7％、スタジアム、郵便局、鉄道駅、国境検問所の3.8％、老人介護施設、老人クラブの7.5％、銀行の2％が障害のある人のためのアクセシビリティ要件を満たしている。

28. ベトナムは、公共交通機関を利用する障害のある人に、切符や座席の優先購入、交通費やサービス料金の減免、乗降をサポートする補助器具やスタッフの提供などの優遇政策を採用している。2016年、ベトナムは障害のある人に対して、公共交通機関を利用するごとに20,016,222回、25%～100%の交通費・サービス料の減額・免除を継続した。そして、6,293人の障害のある人が鉄道を利用し、乗車券の30％割引を享受した。また、重度および中度の障害のある人全員が、内陸水上交通を利用したときに25％の料金割引を受けた。

29. 2015年12月現在、ベトナムには低床バスを中心に、障害者支援のためのアクセシビリティ機能を組み込んだバスが323台ある（全国のバス総数の3.5％を占める）。現在までに、63の市と省（province）のうち6省が、アクセシビリティ基準を満たす車両の割合に関する規制を設けている。ベトナムは引き続き、国のアクセシビリティ技術基準を満たす車両に投資するよう、運輸企業に奨励している。

（訳注　役所としての省（Ministry）と地方行政区の省（province）があるので、混乱を防ぐために、地方行政区の省は省（province）と表記した。以下同。）

30. 交通インフラに関しては、現在までに、ベトナムの全457の長距離バス（coach）停留所の30％が、障害のある人のアクセスと利用をサポートするアクセシビリティ機能を備えている。長距離バスの停留所は、視覚障害のある人や聴覚障害のある人、発話障害のある人へのサポートが充実している。しかし、視覚障害のある人をサポートする点字ブロックが不足している。バスの停留所は改良され、障害のある人のアクセスや利用がより便利になってきた。予算上の制約があることと、列車を利用する重度および中度の障害のある人の数が少ない（年間列車利用者総数1,100万人のうち、障害のある人はわずか5,000人）ため、ベトナムには障害のある人をサポートするアクセシブルな車両は1両しかない。しかし、ほとんどの大きな鉄道駅には障害のある人をサポートする切符売り場がある。ベトナムの16の1級駅には、待合室と列車へのスロープがある。すべての駅に正面玄関へのスロープがある。

31. 航空輸送に関しては、ベトナムのすべての航空会社が、障害のある乗客をサポートするための特別な規定を設けている。ベトナムの航空会社の飛行機はすべて国際基準を満たしているため、障害のある乗客を含めてすべての乗客にとって利用しやすい。ベトナムは、障害のある乗客への地上や機内でのサポートのために、エレベータや車椅子などの専用設備に投資してきた。一部の地方空港を除いた22の空港のほとんどに車椅子利用者用のスロープとバリアフリートイレが設置されている。ベトナムは、今後2020年までにすべての空港にバリアフリートイレを建設する計画を持っている。

32. 情報技術と通信に関しては、障害者法と情報技術法（Law on Information Technology）の両方で、以下のような場での障害のある人の権利が認められている： 情報技術と通信へのアクセスと利用、情報技術の適用と開発、情報技術の適用と開発による労働能力の開発、情報技術に関する教育・訓練プログラムへの参加。

33. ベトナムは、情報技術と通信に関する多数の国家アクセシビリティ標準を制定した。たとえば以下のようなものである：

・公共インターネットのアクセスポイントに関する国家標準－高齢の人や障害のある人を支援するための技術要件 (TCVN 8701: 2011)

・障害のある人や高齢の人を支援するための、電気通信製品及びサービスに関する国家規格－基本要件 (TCVN 9247:2012)

・障害のある人と高齢の人を支援する、電気通信製品及びサービスに関する国家規格－入力信号としてDTMF（Dual-Tone Multi-Frequency　訳注　プッシュホン電話機の各ボタンに固有の発信音を割り当て、計16種類の数字と記号を伝達する方法）を使用する対話型サービスの設計に関する指示（TCVN 9248:2012）

・障害のある人と高齢の人を支援するための、ICT製品及びサービスに関する国家規格－設計への指示（TCVN 9249:2012）

34. 障害のある人が政府機関のウェブサイトやポータルにアクセスできるようにするために、情報通信省（Ministry of Information and Communication： MIC)は、政府機関のポータルは障害のある人のためのアクセシビリティ機能を確保しなければならないと規定する通達（Circular）と、障害のある人のICTへのアクセスと利用を支援するためのアクセシビリティ基準と技術の適用を規定する通達を制定した。MICは、キャプションやテキストのサイズ変更など、多くのアクセシビリティ機能を採用したWeb サイトを開発した最初の政府機関である。

35. ベトナムは、社会経済発展に伴い、ブロードバンド通信インフラを利用したICTアプリケーションの研究開発に投資しており、これには障害者支援アプリケーションも含まれる。

36. 2016年報道法（Press Law）に規定されているベトナムの報道進展政策のひとつは、聴覚障害のある人と視覚障害のある人を支援する報道を進展させることである。 マスメディアは障害者法に基づいて、障害のある人の物質的・精神的な生活を反映報道（reflect）する責任を負っている。ベトナムテレビは情報通信省（MIC: Ministry of Information and Communication）の規定に基づいて、障害のある人のためにベトナム語の字幕と手話通訳をつけた番組を放送している。

37. 視覚障害のある人は、図書館での図書の利用の際に、点字またはそれに代わる形式の図書を利用することができる。ベトナムの図書館システムには、障害のある人のために特別に設計された2つの図書館など、障害のある人に支援サービスを提供している。一部の図書館には、障害のある人用の出入り口、トイレ、エレベータ、サービスルームがあり、車椅子でも利用できる書架、コンピュータテーブル、読書テーブルがある。100以上の機関や団体が、視覚障害のある人に代替テキストによる図書館情報サービスを提供している。100以上の図書館、盲人協会、視覚障害や聴覚障害のある子どもを教える学校やセンターが、その子供たちへの情報提供に対して支援を受けている。また、デジタルブックを制作する4つのスタジオが設立された。

38. ベトナムはまた、アクセシビリティ政策に対する行政違反への制裁方針も持っている。徴収された罰金は政府予算に計上されていて、毎年社会扶助活動（障害者支援活動を含む）に充てられるものとされている。

4. 生命に対する権利－第10条

39. ベトナムでは、障害者の生存権は他の人々と平等に認められ、保護されている。これは2013年憲法に明記され（confirmed）、規定されている： 「すべての人は、生きる権利を有する。人の生命は法律によって保護されている。何人も、その生命を不法に奪われない」。これは、他の法律文書、特に民法、刑法、刑事訴訟法、障害者法、児童法、診断治療法においても常に規定されている。

40. 2015年刑法は、人命を直接侵害する犯罪行為や、人命に重大な危害を及ぼす状況を規定している。これらの規定は、障害のある人を含む人々の生命に対する権利を再確認し、生命に対する権利の侵害は厳罰に処されることを定めている。

41. 障害者法は、障害のある人の身体、尊厳、名誉、財産、正当な権利および利益の悪用（abuse）を厳しく禁じている。この法律はまた、障害のある人を養育・保護する責任を負う者が、その責任を果たさないことを禁じている（第14条）。

42. 民法では、個人は生存権、生命・身体の不可侵、健康保護権を持つ。 何人も、不法にその生命を奪われてはならない。以下のようなことについては、本人の同意が必要であり、管轄当局によって実施されるものでなければならない。

・麻酔、手術、人体組織および臓器の除去または移植

・人体に対する新しい検査および治療技術や治療方法の適用

・人体に対する医学的、薬理学的、科学的検査、その他のあらゆる形態の検査

これらの規則は、障害のある人を含むすべての人に適用される。

5. 危険な状況及び人道的緊急事態－第11条

43. 自然災害予防管理法（Law on Natural Disaster Prevention and Control）によれば、障害のある人は災害弱者とみなされ、自然災害が発生した場合の生活・就労支援において優先的に支援を受けることができる。自然災害の警報、対応、救助・救援の際には障害のある人への配慮がある。

44. ベトナムは、自然災害に関する国家管理機関として農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development）傘下の自然災害防止管理局（General Department of Natural Disaster Prevention and Control）を設立し、災害防止管理中央運営委員会（Central Steering Committee on Disaster Prevention and Control）と捜索救助国家委員会（National Committee on Search and Rescue）という2つの多部門調整機関を設置した。この2つの組織は、全国的な災害の予防、対応、復旧、捜索、救助の組織化、指揮、モニタリングについて、政府と首相を支援する責任を負っている。地方当局は、災害予防と制御に関する地方運営委員会と捜索救助のための地方委員会を設置した。これらの機関は、リスクや人道的緊急事態に対処するため、潜在的なリスクを最小限に抑え、障害のある人を含むすべての人に人道支援を迅速に提供するための措置を講じている。

45. ベトナムは、気候変動対応に関する国家目標プログラム、地域に根差した災害リスク管理に関する国家計画、2020年までの国民の意識向上、気候変動に関する国家戦略など、自然災害やリスク状況の予防・管理に関する多くの国家プログラムを策定・実施している。これらのプログラムを実施したことで、障害のある人は災害リスクと自らの脆弱な状況について学び、災害前に自らの能力を評価し、災害リスク管理計画に参加することができるようになった。

46. 災害が発生した場合、政府や地方自治体は、被災者に食糧、清潔な水、避難所、救助支援をタイムリーに提供し、また、寄付金や人道支援などを呼びかけ、受領する措置を講じる。被災地の障害のある人は、救援・支援活動の優先グループとして考慮されている。2012年から2015年、ベトナムはいくつかの国際機関と協力し、災害リスク管理において障害のある人を支援し、自然災害への対処能力を向上させるための活動を実施した。

6. 法律の前にひとしく認められる権利－第12条

47. 2013年憲法第16条は、すべての人は法の下に平等であると定めている。2010年障害者法はまた、障害のある人が他の人と平等に社会参加の権利を確保されることを認めている。

48. ベトナムの法律のいかなる規定も、障害のある人がその障害を理由に法的能力を十分に発揮することを奪うものではない。すべての個人は、障害による差別を受けることなく、平等な民事上の法的能力を持つ。すべての個人は、個人的および財産的権利の平等な保護を享受する。差別的行為は、問題の程度によっては、民事、行政、刑事責任の対象となりうる。差別を受けている人は、政府機関、組織、個人による違反行為に対して苦情を申し立てたり、訴訟を起こしたりする権利を持ち、損害を被った場合には補償を受ける資格がある。

49. 2015年民法は、すべての個人が等しく民法上の能力を持つと定めている（第16条第2項）。同時に、民法は、精神的または身体的に障害があり、権利を行使することができない人が、代理人、法定後見人、または法的支援団体を通じて権利を行使できるようにする措置も規定している。

50. 刑法には障害のある人が犯罪を犯した場合の刑事責任を軽減する規定がある。また、障害のある人に対する犯罪を厳しく処罰している。同法はまた、障害のある人に対する犯罪に対して、刑事責任の加重、犯罪によっては刑の加重を規定している。

51. ベトナムは、障害のある人の権利を他の人々と同等に認めるだけでなく、障害のある人がその権利を利用し、恩恵を受け、行使することを支援し、奨励し、有利な条件を作り出すための政策を公布した。たとえば、障害のある人が自らの権利を十分に知ることができるよう、2016年情報アクセス法（Law on Access to Information）は公的機関に対して、情報公開のフォーマットを障害のある人の能力に適したものとすることを求めている（第18条）。情報を要求している人が読み書きができない場合、情報要求を受けた人は特定のフォーマットによる記入を支援する責任を負う（第24条）。

7. 司法へのアクセス（司法手続の利用の機会）－第13条

52. 政策普及啓発法（Law on Policy Dissemination and Education）には、障害のある人がその条件や状況に適した司法を利用できるようにするため、障害のある人を対象とした政策普及、啓発に関する具体的な規定がある。障害のある人のための政策普及と啓発は、障害のある人の権利、障害者支援活動、障害者支援における政府と社会の責任に焦点を当て、各障害の種類に適した適切な形式、方法、手段、教材で実施されなければならない。

53. 障害のある人は、子どもと成人の区別なく、法的情報、法的・行政的手続きにアクセスし、直接に、または法定代理人、通訳、言語支援者の助けを受けて、法的手続きに参加するための有利な条件が提供される。

54. 身体的または精神的な障害によって、自ら弁護することができない被告人で、その代理人または家族が弁護人を依頼しない場合には、管轄機関は弁護人の選任を要請する責任を負う。

55. 経済的に困難を抱える障害のある人には、通商貿易（trade and commerce）以外のすべての分野において、カウンセリング、法的手続き実施への支援、法的手続き以外での代理、その他の形態の法的支援が提供される。これまでにベトナムは、全国すべての省（province）と市に63の省立法律扶助センターを設置した。2014年以来、ベトナムは17万2,000枚のリーフレットを発行し、法的支援を受ける権利や障害のある人のその他の権利と義務を普及させ、障害のある人を対象とした法的支援の高度な仕事（skill）に関する対話と研修を実施してきた。2015年から2016年にかけて、全省市の法的支援センターは、障害のある人9,499人（2015年は4,339人、2016年は5,176人）に法的支援を提供、686人／回に法的手続きの実施を支援、8,691人／回に法律相談を提供、122人／回にその他の支援サービスを提供した。

8. 身体の自由と安全－第14条

56. 2013年憲法は、政治的権利、市民的権利、経済的権利、文化的権利、社会的権利などの人権、市民の権利が、憲法と法律に従って認められ、尊重され、保護され、保証されることを確認している。人権および国民の権利が制限されるのは、国防、国家安全保障、社会秩序と安全保障、社会道徳、地域保健（community health）の場合に限られる。

57. ベトナムには、障害のある人の自由を奪うことを認める法律はない。言論の自由、信条・信教の自由、移動・居住の自由、集会の自由、いかなる差別・禁止・制限もなく他人と平等に団体を結成する自由に対する障害のある人の権利は、報道法（Press Law）、信仰と宗教に関する法律（Law on Beliefs and Religion）、国民投票法（Law on Referendum）、居住法（Residence Law）で認められている。

9. 拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由－第15条

58. 2013年憲法に規定されているように、すべての人は、自己の身体を不可侵とし、自己の健康、名誉および尊厳を法律によって保護される権利を持ち、何人も、拷問、暴力、強制、体罰または自己の身体や健康を害する、あるいは名誉と尊厳を傷つけるどのような扱いも受けることはない。凶悪な違法行為の場合を除き、人民裁判所（People’s Court）の決定または人民検察院（People’s Procuracy）の決定あるいは承認がなければ、何人も逮捕されることはない。人の逮捕、拘禁または拘留は法律で定める。すべての人は、法律に従い、自己の組織、臓器または身体を提供する権利を有する。人体に関する医学的、薬学的、科学的実験、あるいはその他のあらゆる形態の実験は、実験協力者の同意を得なければならない。

59. 2014年、ベトナムは国連の、拷問及びその他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰に関する条約を批准した。これは同国の人道的犯罪政策と人権保護努力を反映したものである。したがって、障害のある人は社会の他の人々と同様に、いかなる機関、組織、個人からの、拷問、刑罰、残虐な、非人道的な、あるいは品位を傷つけるようなあらゆる行為から保護される。

60. 憲法に基づき、条約に適合した国内法の調和を図るため、上記の内容が認識され、2010年の障害者法、2009年の診断治療法（Law on Medical Examination and Treatment）、2006年ヒトの組織及び臓器の提供、摘出及び移植、死体の提供及び回収に関する法律（Law on Donation, Removal and Transplantation of Human Tissues and Organs, Donation and Recovery of Cadavers）、2015年刑法、2015年刑事訴訟法。などの関連法で具体化された。

61. 障害者法は、障害のある人の身体、尊厳、名誉、財産または正当な権利利益を侵害することを厳しく禁じている（第14条）。2015年刑法は、体罰の使用（第373条）、強迫による証言の取得（第374条）を規定している。上記の犯罪に対する罰則は厳しい。

62. 2015年刑事訴訟法は、拷問、強制、体罰、その他、人の身体、生命、健康を侵害するあらゆる行為を厳しく禁じている。また、2015年一時拘禁及び身柄拘束に関する法律の第4条第3項および第8条第1項は、拷問、強制、体罰その他一時拘禁又は身柄拘束されている人の正当な権利利益を侵害するあらゆる行為を禁止している。

63. 2015年民法第33条および2006年ヒトの組織及び臓器の提供、摘出及び移植、死体の提供及び回収に関する法律第11条は、次のことは本人の同意を得る必要があり、管轄当局によって実施されなければならない、と明確に示している。

・麻酔、手術、ヒトの組織及び臓器の除去、移植

・人体への新しい検査および治療法の応用

・人体に対する医学的、薬学的、科学的検査、またはその他の形式の検査

他人の組織や臓器を売買したり盗んだりした者は、2015年刑法第154条に基づき処罰される。

64. 拷問や虐待を禁止・防止するためおよび市民の権利を守るための法的文書や法令は、政府職員に周知・教育され、また、法執行官の訓練プログラムに組み込まれている。

10. 搾取、暴力、虐待からの自由－第16条

65. ベトナムの法律では、すべての国民は搾取、暴力、虐待を受けないことが規定されており、これは障害の有無にかかわらずすべての国民に適用される。

66. 2010年障害者法では、以下の行為を厳しく禁止している。

・障害のある人を操る、誘導する、強制するなどによって、法律や社会道徳に反する行為を行わせる

・障害のある人、障害者団体、障害者支援団体、障害のある人の画像、個人情報、状況等を利用して私的な利益を図ったり、違法行為を行ったりする

67. 2016年児童法は、子どもに対する以下の禁止行為を規定している。

・育児放棄、ネグレクト、人身売買、誘拐、詐欺、児童虐待

・子どもへの性的暴行、暴力、虐待、搾取

・虐待を受けた子どもや搾取や暴力の危険にさらされている子どもに関する情報の、その家族、教育機関、管轄機関あるいは担当者（competent agencies or individuals）への不提供

この法律は、性的虐待、児童労働、暴力、育児放棄、ネグレクト、人身売買、誘拐から子どもの権利を保護するものである。2004年以来、労働・傷病兵・社会問題省は、子どもと家族のための無料カウンセリングを提供するホットラインを開設している。このホットラインは、全国で暴力や虐待の犠牲となった子どもたちのために、心理的サポート、関係当局への紹介と結びつき、緊急支援サービスを提供している。

68. 刑法は、刑事責任を加重する状況として、以下の事項を規定している：

・妊娠が判明している女性に対する拷問または虐待

・中度障害、重度障害のある人、または重い病気にかかっている人に対する拷問または虐待

・妊娠が判明している女性、高齢者、中度障害または重度障害の厚人に対する強制労働

69. 2012年労働法では、労働において禁止される行為として以下のことを規定している：

・性別、民族、肌の色、社会階層、配偶者の有無、信条、宗教、HIV感染、障害、労働組合活動の設立や参加を理由とする差別

・従業員への虐待、職場でのセクハラ行為

・強制労働

・労働搾取のための実習または実地訓練、実習または実地訓練生への違法行為などの強要

これらの規制は障害のある人にも適用される。2012年「改正労働法」では、雇用者は労働能力の51％以上を失っている障害のある人を、時間外労働や夜間労働に雇用することは許されないと規定されている。この法律では、障害のある人をリストに指定されている重労働、危険な仕事、または有毒化学物質と接触する業務に就かせることも禁止している。

70. ベトナムは、捨て子、家庭内暴力、性的虐待、人身売買、強制労働の被害を受けた子どもへの緊急支援サービスの提供、社会保障受給者へのカウンセリングと支援の提供、関連機関や組織との調整と紹介を行うため、全国に34の社会福祉センターを設立した。障害のある人、子ども、高齢者は、社会福祉センターの受益者である。さらに、ベトナム障害者連盟（Viet Nam Federation on Disability）、ベトナム障害者・孤児支援協会（Association in support of Vietnamese Handicapped and Orphans）、ベトナム盲人協会（Viet Nam Blind Association）、ベトナム障害児救済協会（Viet Nam Relief Association for Handicapped Children）、枯葉剤／ダイオキシン被害者協会（Association for Victims of Agent Orange/Dioxin）などの障害者団体や障害のある人のための団体も、障害のある人の正当な権利と利益を守るための活動を行っている。

11. 個人をそのままの状態で保護すること－第17条

71. ベトナムの法律では、患者（障害のある、なしを問わず）の次の権利を規定している。

・診療や治療の際に生物医学研究に参加することを受け入れるか拒否するかの権利

・診療や治療の際の権利と義務を履行および保護する代理人を選任する権利

・医療処置を拒否し、医療機関を離れる権利

72. 保健分野における行政違反の制裁に関する法令では、障害の有無にかかわらず、女子に対する強制不妊手術、女子に対する強制中絶の行為に対する制裁が明記されている。最高額の罰金は3,000万ドン、免許の停止は1～3か月であるが、適切な救済措置が講じられる。

12. 移動の自由及び国籍についての権利－第18条

73. ベトナム憲法は、障害のある人かない人かを問わず、すべての国民は法の下に平等であると定めている。市民権、移民および出生登録に関する法律は、障害のある人を含むすべての市民の権利を他の人と平等に保証している。

74. ベトナムでは、障害のある人に対する違法行為を含む、市民権、出生登録、移民および移住に関する違反行為に対する制裁（主に行政制裁）も規制している。

13. 自立した生活と地域社会へのインクルージョン－第19条

75. 2013年憲法、2010年障害者法は、障害のある人の自立した生活と社会的インクルージョンの権利を認め、確約している。2010年障害者法では障害のある人は自立して生活し、地域社会に溶け込み、他の人と平等に社会活動に完全に参加する権利が保障されている。

76. 長年にわたり、ベトナムは社会保障政策を実施し、障害者の最低所得水準と基本的な社会サービスへのアクセスを確保してきた。政府は、中度および重度の障害のある人、社会政策の受益者である障害のある人、重度の障害のある人の介護者に、毎月現金で社会手当を支給している。また、中度および重度の障害のある人に無料の健康保険証を提供している。地域社会で生活し、毎月の生活保護を受けている障害のある人の数は、2011年の57万6,000人から2016年には89万6,600人と、5年間で1.6倍に増加した。障害のある人の日常的なニーズをよりよく満たすために、2016年の社会手当月額基準は2010年と比較して1.5倍に増加した。さらに、63省・市のうち15省・市は、月額手当の基準を国の基準の1.5〜2倍に引き上げるための地方予算を割り当てている。

77. 自力で生活できない、または介護者がいない障害のある人に対しては、社会保護センターへの入所を考慮しなければならない。ベトナムには現在、432の社会保護センター（公立182、私立250）があり、その中には障害のある人のケアと支援を行う専門センターが67ある。現在、社会保護センターで生活している障害のある人は2万人と推定される。その大半は、重度の障害のある子どもたち、重度の障害のある高齢者、精神障害のある人、知的障害のある人である。

78. ベトナムは、障害のある人を含め、社会から疎外されたグループに社会福祉サービスを提供することを義務づけられた社会福祉センターのネットワークを形成している。2016年までに、ベトナムは全国に34の社会センターを設立し、避難所、食料、衣料、旅費、初期医療、心理カウンセリング、障害のある人のニーズを満たすための専門家への紹介・委託（referral）など、対象となる人々の差し迫ったニーズに応える緊急サービスを提供している。

79. ベトナムは、ケース・マネージメントを実施し、進捗状況をモニタリングし、地域で暮らす障害のある人を支援し、調整し、関連するサービス提供事業者に紹介する、地域のソーシャル・ワーカーのネットワークを構築している。2015年、MOLISA（労働・傷病兵・社会問題省）は、障害のある人のケースマネジメントに関する通達を発令した。MOLISAはまた、多くの大学と協力し、学部および大学院レベル向けの、障害のある人のケース・マネジメントに関するカリキュラムを開発し、障害のある人に関わる職員向けの短期研修資料を作成した。ベトナムは現在、障害のある人を含めた、支援を必要とする人々に、より効果的な支援を提供するため、社会福祉に関する法律を策定中である。

80. ベトナムは、建築と交通の分野においても、障害のある人が公共の建物や交通機関を利用できるようにするための適切な措置を実施し、それによって障害のある人の自立と社会参加を促進した（第9条参照）。

81. 2009年以来、ベトナムでは自立生活プログラムが試験的に実施され、ハノイ自立生活センターが設立された。このプログラムは、重度の障害のある人たちに、自立した生活を送るための知識や技能、ピアカウンセリング、パーソナルアシスタント、パーソナルアシスタントのトレーニングなどを提供するものである。これまでのところ、このプログラムはベトナムの5つの省と市で実施されている。

82. ベトナムは、政府機関のウェブサイトやポータルが、障害のある人がアクセスし利用できるような、アクセシブルなフォーマットで情報やオンライン公共サービスを提供することを保証するための技術基準を発表した。これは、障害のある人は、自分のニーズに直接関係する問題について、独力で積極的に行政手続きや法的手続きを行えるようにするものである。

14. 個人の移動を容易にすること－第20条

83. ベトナムは、障害のある人のアクセシビリティを確保するための、建築に関する法的枠組みを完成させた。これは、プロジェクトの設置（formulation）、設計、評価、承認、実施、モニタリング、改修工事と新設工事の検収など、さまざまな段階で確実に遵守されるようにするための、建設法、政令、通達、技術規範、標準などである。

84. アクセシブルな建設に関する国の規範と標準には、道路と歩道に関する国の建設基準TCXDVN 265:2002と、障害のある人のアクセスと利用を確保するための建設工事に関する国の規範QCVN 10:2014/BXDがある。この規約では、建物や建設工事には、障害のある人のためのバリアフリー設備のある正面玄関を少なくとも1つ設けなければならないと定めている。入り口のドアには敷居があってはならず、障害のある人をエレベーターに誘導する看板が設置されていなければならない。バス停、電柱、街灯、表示板、公衆電話ボックス、郵便受け、ATM、花壇、ゴミ箱などの道路上にある設備は、障害のある人の妨げにならないようにし、気づきやすいようにフローティングスラブ（floating slab　訳注　本来は、地面に直接打ち込まれるコンクリート基礎の一種や、鉄道の振動対策用の軌道を示す用語である。ここでは具体的にどのようなものか不明だが、点字ブロックのように歩道に敷いた警告用の板など、気づきやすい形式の表示のことと思われる）で警告するか、周囲とコントラストのある色で表示しなければならない。ベトナムはまた、障害のある人のアクセスと利用を可能にするため、低床バスにも投資した。すべてのバスには、視覚障害のある人の乗降をサポートする音声ガイドが装備されている。前述のように、ベトナムは障害のある人の移動を支援するため、障害のある人の交通費減免政策をとっている。

85. 交通運輸省の2017年4月15日付通達12/2017/TT-BGTVTは、障害のある人のオートバイ運転免許の教習、試験、交付について初めて規定した。規定された教習と試験の要件を満たした障害のある人には、障害のない人と同等に運転免許が与えられる。先に、2015年8月21日付の通達24/2015/TTLT-BYT-BGTVTでは、運転者の健康状態、定期健康診断、運転者の健康診断を実施できる医療機関、運転に適さないとされる、精神、目、耳鼻咽喉、循環器、呼吸器、筋骨格系、内分泌腺などの病気／障害について規定している。旧通達では、規定されたカテゴリーに該当しない障害のある人にも、運転免許の試験・交付の資格がある。

86. 初等教育における視覚障害のある子どものための特別教育カリキュラムでは、1年生から5年生まで「定位（Orientation）―移動」の教科が教えられている。視覚障害のある子どもを教育する教育施設には、一般的な視覚障害のある人、特に視覚障害のある子どものために、定位や移動に関する書籍や教材が備えられている。視覚障害者リハビリテーションセンターと、その地方センター、地区センターは、定期的に会員のために定位や移動の技術についての講習会を実施している。

87. ベトナムは、障害者支援製品の生産についての、研究、技術応用、技術移転を奨励する法的文書を制定した。ベトナムは、以下のことを目的とする法律文書を制定した。

・障害者支援製品の生産の研究、技術の応用、移転を奨励する

・障害者支援製品の研究と技術への予算配分の指針を示す

・障害分野の研究・技術に予算を配分する関係機関の責務を規制する

・障害のある人を支援する研究開発を行う組織や個人への優遇政策を規制する

・技術応用と技術移転に障害のある企業への優遇措置を規制する

15. 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会－第21条

88. 2013年憲法は、国民は表現の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモの自由を持つことを規定している。憲法に基づき、2015年報道法、2012年出版法（Law on Publications）、2006年情報技術法、2016年情報アクセス法（Law on Access to Information）、2015年情報セキュリティ法（Information Security）などの分野別法律が、表現の自由、情報へのアクセスの自由を詳細に規定している。

89. 2015年報道法は、すべての国民の表現の自由、報道の自由に対する権利を認めており、障害のある人もこの規定の例外ではない。2006年情報技術法では、組織や個人が、合法的な目的のためにこの法律に従ってデジタル情報を自由に利用する権利を持つことを規定している。所管の政府機関は、デジタル情報への使い勝手の良いアクセスと利用を確保するための措置を講じなければならない。

90. 2016年情報公開法は、すべての国民が情報へのアクセス権を行使する上で平等であることを確認（affirm）している。政府は、障害のある人、および国境地域、島嶼部、山岳地帯、極めて困難な社会経済的条件にある地域に住む人々が情報にアクセスするための好ましい条件を整備している。政府機関は障害のある人の情報アクセス能力に適した情報公開の形態を定めなければならない。情報を求めている人が障害のある人であり、要求書を書くことができない場合、その要求を受けた側は、情報要求書への記入を支援しなければならない。

91. 2010年障害者法では、マスメディアは障害のある人の身体的・精神的な生活を十分考慮する（reflect）責任があると規定されている。ベトナムテレビは、障害のある人を支援するために、ベトナム語の字幕と手話通訳付きの番組を放送する責任を負う。現在、2つの国営テレビ局VTV2とO2TVが、字幕と手話通訳付きの番組を放送している。2012年以降、ベトナムは障害のある人が手話を学び、コミュニケーションに使えるようにするため、ベトナムテレビで手話トレーニング番組を放送している。

92. ベトナムは、障害のある人の、情報、通信、テクノロジーへのアクセスを保証するために、政府機関に適用可能な、障害のある人のアクセシビリティを保証する情報テクノロジーアプリケーションの標準リストを公開した。情報通信省（http://mic.gov.vn）のウェブサイトは、WCAG（ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン）2.0基準を満たした初めての省庁ウェブサイトである。情報通信省のウェブサイトに続き、多くの政府機関のウェブサイト／ポータルサイトもWCAGアクセシビリティ技術基準のバージョン1.0または2.0を満たしている。ベトナムは、ベトナムICTアクセシビリティ・ポータル（Viet Nam ICT Accessibility Portal）を考案し、試験的に運用している。これは、障害者支援のための国家行動計画（National Action Plan to support persons with disabilities）の下でのICT関連事項（ICT component）の成果や、障害者支援のための製品やサービスに関する最新情報を提供するポータルである。政府機関のウェブサイト／ポータルの60％以上が、障害のある人を支援するための基本的なアクセシビリティ機能（画面読み上げや文字サイズ変更機能など）を採用していると推定されている。

93. 障害のある人には学習支援ツールや文書が提供される。たとえば、聴覚や発話に障害のある人は手話を学ぶことができ、視覚に障害のある人は表現の自由、報道の自由、情報へのアクセスの権利を行使するために国家基準の点字を学ぶことができる。

94. ベトナムは、障害のある人の情報技術および通信へのアクセスを支援するために、研究、製造、生産、サービスおよび施設の提供に対する免税、減税、優遇融資、その他の支援に関する政策をとっている。また、視覚障害のある人のための点字資料、聴覚や発話に障害のある人や知的障害のある人のための文書での資料の収集、編集、出版を支援している。障害者支援製品を生産するための技術を譲渡したり（transfer）、応用したりする企業は優遇措置を受けることができる。

16. プライバシーの尊重－第22条

95. 2013年憲法は、すべての人がプライバシー、個人や家族の秘密を守る権利を持ち、名誉と威信を守られる権利を持つことを確認している。個人の生活、個人や家族の秘密に関する情報は法律により保護されている（第21条）。2013年憲法では、すべての人に居住地を持つ権利があるとも規定されている。誰も、他人の住居に本人の同意なしに立ち入ることはできない。家宅捜索については法律で定められている（第22条）。

96. これらの憲法の規定は、民法、インターネット情報セキュリティ法（Internet Information Security Act）、消費者保護法（Consumer Protection Law）、医師法（Medical Practitioner Law）、電気通信法（Telecommunications Law）、電子取引法（E-transaction Law）などの分野別法に規定されている。これらの法律では、個人情報保護に関する規制は、障害のある人を含むすべてのベトナム国民に適用される。

97. 2015年民法第38条、2015年刑法第12条は、書簡、電話、電報、電子データベース、その他の形態の私的通信が保護され、秘密が保持されることを確約している。他人の書簡、電話、電報、電子データベース、その他の形式の私的通信の開示、管理、押収は、法律で規定されている特定の状況下でのみ許可される。

98. 2015年刑法は、書簡、電話、電報、または他人の個人情報の交換の機密性または安全性の侵害（第159条）、オンライン情報、電気通信ネットワークの情報（機関、団体または個人の情報を含む）の許可なしの使用（第288条）を規制している。

99. 2015年刑事訴訟法はまた、特別な捜査手段（秘密録音、ビデオ録画、電話録音、オンラインデータベース収集など）、特別な捜査手段が認められる状況、そのような捜査手段を適用する権限と期間について規定している。これらの手段によって収集された情報は、その収集過程が法律に準拠し、捜査目的のみに使用され、国民のプライバシーや守秘義務に影響を与えない場合に限り、証拠として認められる。

100. ベトナムの障害のある人に関する法律は、障害のある人の身体、尊厳、名誉、財産、正当な権利および利益の乱用すること、障害のある人の肖像、個人情報および状況を、個人的利益を得たり違法行為を行うために利用することを厳しく禁じている。

101. 2009年電気通信法、2010年郵便法は、プライバシーの保護を規定し、郵便および電気通信業務におけるプライバシー権の侵害行為を禁止している。消費者保護、報道、出版、電気通信、治安、社会秩序、安全の分野での行政違反の制裁に関する法令は、行政違反行為とそれに対する罰則を規定している。

17. 家庭と家族の尊重－第23条

102. ベトナムの結婚と家族に関する法律は、障害のある人の結婚する権利を、障害のない人と平等に保障している。ベトナムでは、彼らが、自発的な結婚、家族計画、生殖に関する健康、養子縁組についての権利を障害のない人と平等に行使する際に、いかなる差別も認めていない。

103. ベトナムの法制度に規定されているように、障害のある子どもであるか否かにかかわらず、子どもは親と同居し、親によって保護され、世話をされ、教育を受ける権利を有する。法律で定められている場合や子どもの最善の利益のために子どもが父または母から隔離される特定の状況を除き、親が障害のある人であるかどうかに関わらず、親には子どもとともに暮らす権利がある。障害のある人の養育権を奪ったり、障害のある人を養育する責任を果たさなかったりする行為は、行政処分の対象となる。

104. 障害者法は、障害のある人の家族は、障害のある人を保護し、養育し、世話をする責任があること、障害のある人が医療サービスを利用し、権利と義務を行使するための良い条件を整えること、障害のある人とその家族の生活に直接影響を与える本人の意見や決定を尊重することを規定している。

105. 2016年児童法は、親が養育責任を果たせない場合に、障害のある子どもを含めて一般の子どもが適切な代理養育を受けられるようにするための規制を定めている。代理ケアは、親族によるものや、子どもが心身ともに健やかに成長できる安全な家庭環境でのものが優先される。

106. 養子縁組に関して、2014年養子縁組法（Adoption Law）は、以下の資格要件をすべて満たす、障害者を含めたすべての国民の養子縁組の権利を保護している： (i) 完全な市民としての能力を持っていること、(ii) 20歳以上であること、(iii) 養子を養育し、養育し、教育するのに十分な健康状態、経済状況、住居環境を持っていること。(iv) 高いモラルを持っていること。さらに、同法は、在外ベトナム人、ベトナムの外国人永住権保持者が障害のある子どもを養子とする権利を持つことを規定している。

107. 政府は、障害のある人を直接介護する人へのインセンティブとして、重度や中度障害のある人で妊娠中または36か月未満の乳幼児を養育中の人を直接介護している家族（household）または介護者に毎月介護手当を支給している。

108. ベトナムの法律では、障害のある人を例外とせず、すべての国民に適用される再生支援措置も規定されている。これらの規制に基づき、政府は、遺伝的欠陥や化学毒物被害のリスクがある人々に対して、男性と女性が結婚登録前に健康診断、遺伝子検査、遺伝子カウンセリングを受けることを奨励し、条件を整えるとともに、遺伝的障害のある人々、化学毒物の被害を受けた人々、HIV/AIDSと共に生きる人々に対して身体的および精神的なサポートを提供している。

18. 教育－第24条

109. 2013年憲法は、国民は学ぶ権利と義務を持つと定めている（第39条）。青少年は政府、家族、社会から学ぶことを支援される（第37条第2項）。

110. 2005年教育法は、人種、宗教、信条、性別、家庭環境、社会的地位、経済的地位にかかわらず、すべての国民は学習機会において平等であると定めている。（第10条）。

111. 2010年障害者法は、障害のある人、その家族または法定後見人は、障害のある人の個々の発達に適した教育方法を選択しなければならないと規定している。障害のある人の家族は、障害のある人が学習し能力を発達させるための好ましい条件と機会を提供する責任を負う。

112. 2016年児童法は、障害のある、なしに拘わらず、子どもはその可能性を最大限に発揮し、全体的に成長するための教育や訓練を受ける権利を持つと定めている。子どもは、学習と教育の機会において平等である。また、才能、創造性、革新性を伸ばすよう支援されている。障害のある子どもは、関連法規で規定されている子どもの権利と障害のある人の権利、また、リハビリテーション、能力開発、社会的インクルージョンのための支援、ケアおよび特別教育を受ける権利を完全に享受する（2016年児童法第35条）。政府は、適切な情報通信手段を通じて、子どもが情報にアクセスし、意見や希望を表明し、学習し、知識を交換する権利を保障している（2016年児童法第46条）。親、教師、養育者には、子どもが学ぶ権利を行使し、法律に従って一般教育課程を修了し、より高い段階の学校で学ぶための条件を整える責任がある（2016年児童法第99条第2項）。

113. ベトナムは、教育に関する国家行動計画2003年～2015年を策定した。そこには恵まれない子どもたちや障害のある子どもへの教育が含まれている。障害児教育は、CRPD実施のための国家計画（National Plan on CRPD implementation）および障害者支援のための国家行動計画（National Action Plan to support persons with disabilities）2012年～2020年の重要な構成要素のひとつである。

114. ベトナムでは、男子にも女子にも適用される一般的な教育原則がある。障害児教育では、教育の目的、内容、方法、形態は、一人ひとりの違いや長所に基づいて適応される。

115. 障害のある人は、規定年齢より遅い年齢から就学することができ、教育機関への入学時に優先権が与えられる。障害のある人は、身体的に不可能な科目または活動から免除される。また、授業料やその他の負担金の減免を受けることができ、奨学金や教育用具・教材の支援を申請することができる。

116. ベトナムは、障害のある人の教育を受ける権利を保障するための政策を策定した。インクルーシブ教育に在籍する障害のある人は、一般教育のカリキュラムに従うものとされる。障害のある人が一般教育の要件を満たせない場合、教育施設の長は、一部の教科や学習活動の変更、免除、削減、代替について決定する。これらは個別の教育計画に反映される。

117. ベトナムでは、インクルーシブ教育と特別教育が障害のある子どもを支援する2つの教育アプローチであり、そこではインクルーシブ教育が主要な教育アプローチである。特別支援学校または一般教育施設内の特別支援学級に在籍する障害のある人は、教育訓練省（Ministry of Education and Training）が規定する各障害の種類に応じた特別支援教育カリキュラムに従わなければならない。障害のある人が普通教育の要件を満たすことができない場合、教育施設の長は、一部の教科または学習活動の変更、免除、縮小または代替について決定するものとする。これらは個別の教育計画に反映される。政府は特別支援学校を支援している。視覚障害のある子どもが在籍する学校には、視覚障害に合った絵画、写真、点字本、視聴覚教材、そろばん等の教材が提供されている。

118. ベトナムは、20の省と市に、107の専門教育施設、12の障害児教育センターのインクルーシブ教育開発支援センターシステムを開設した。ベトナムは、一般教育制度のすべてのレベルでインクルーシブ教育を実施している。教育を受けるベトナムの障害のある子どもの数は、過去20年間で10倍に増加した。2015-2016年度には、障害のある子ども1,043人が保育園に、7,333人が幼稚園に、60,659人が小学校に、16,679人が中学校に、2,658人が高等学校に入学した。また多くの障害のある生徒がカレッジや大学に入学した。

119. 現在、ベトナムのろう者は専門の学校で手話を学ぶことができる。教育訓練省はまた、学部課程および資格取得のための短期研修での特別教育研修プログラムに手話を選択科目として組み入れ、また教育大学に手話研修クラブを設立することを奨励している。視覚障害のある人には点字訓練を、聴覚障害のある人には手話訓練を提供するセンターとクラブが設立されている。

120. ハノイ教育大学、ホーチミン市教育大学、国立教育大学、ホーチミン市国立教育大学など、ベトナムの大きな大学では、特別教育に関する正式な研修が行われている。政府は毎年、あらゆるレベルの管理職や教員を対象に、障害のある子どもを支援するための知識や技術を身につける特別教育研修を実施している。毎年約800人の特別支援教育学士が、全国の教育学の大学や専門学校（college）を卒業している。全国で10,000人以上の幼稚園、小学校、中学校の教師が特別支援教育に関する短期研修を受けた。

121. 障害のある人の生涯学習を促進するため、前述したような学習機会の提供に加え、ベトナムは障害のある人がテレビ、ラジオ、新聞、インターネットなど多様なメディアチャンネルを通じて情報を入手できるようにしている。障害のある人の情報アクセスを支援するため、適切な設備を備えた図書館が設置されている。

122. 早期発見と早期介入は、ベトナムでは1987年以来、地域に根差したリハビリテーションプログラムの中で実施されてきた。このプログラムでは、子どもたちは障害の有無を検査され、障害に応じて医療または教育介入を受けることとされている。ベトナムでは、発達の遅れや障害のリスクがある子どもの早期発見と早期介入を促進するため、全国の主要な学校管理職員と教師にASQスクリーニングツールキット（Autism Screening Questionnaire　自閉症スクリーニング質問紙）の研修を実施した。ベトナムは、聴覚・発話障害、視覚障害、知的障害、身体障害、言語障害など、さまざまなタイプの障害のある子どものための評価ツールキットを開発した。これらのツールの研修は、保育園や幼稚園の経営者や教師に対して行われた。学齢期の子どもの読み、書き、計算能力、言語、認知、行動の発達を評価するためのツールが作成され、プロジェクトを実施しているところに配布された。

123. 各省（province）の教育訓練局（Department of Education and Training）は、地域の関係機関と連携し、さまざまな種類の障害（視覚障害、聴覚障害、読字障害、発達の遅れなど）のある子どもの数を調査し、学習ニーズを特定する。また、これらの子どもがインクルーシブ教育に参加するよう奨励し、障害のある子どものニーズに関する社会的認識を高め、障害のある子どもが障害のない子どもと平等に発達の機会を得られるよう支援を結集するための対策も講じられている。

124. 教育施設は、早期介入を必要とする児童生徒を支援するために、以下のことを行わなければならない：

・特別教育に関する訓練を受けた教員を配置する

・関連する設備や施設を提供する

・保護者に対し、早期介入プログラムに児童生徒を参加させるよう奨励する

・親に対して、子供をサポートする方法を指導する

・介護者に対して、子どもの発達に関連するコミュニケーションスキルを指導する

125. ベトナムはまた、特別支援教育とインクルーシブ教育の両方の現場で障害のある子どもを支援する行政職員や教師に対して優遇政策をとっており、補助金を支給している。

126. 政府は障害のある子どもの教育を推進するための法的枠組みを整備し、対策を講じてきたが、このグループを対象とした教育の実施は依然として課題を抱えている。教育を受けている子どもの大半は障害の軽い子どもである。一方、農村部や遠隔地に住む中度および重度の障害のある子どもの多くは、教育を受ける機会を得るのが困難である。障害のある子どもの教育に携われる教師の数とインフラは依然として限られている。

19. 健康－第25条

127. 2013年憲法は、すべての人が医療と保護を受ける権利を持つこと、医療サービスに平等にアクセスできること、また、疾病予防、診療や治療に関する規制を遵守する義務があることを明示している。

128. 2010年障害者法は、障害のある人が居住地でのプライマリー・ヘルスケア（訳注　健康をすべての人の基本的な人権として認め、それを達成するプロセスで住民の主体的な参加や自己決定権を保障する理念）、診察、治療を他の人と平等に受ける権利、健康保険法で規定された健康保険を受ける権利を規定している。重度および中度の障害のある人、障害のある子ども、障害のある高齢者、障害のある人妊婦は、診察や治療において優遇される。

129. 2009年診断治療法（Law on Medical Examination and Treatment）は、障害のある人を例外とせず、すべてのベトナム人が患者の状態に適した質の高い診察や治療を受ける権利を規定している。同法は、障害のある人を含めたベトナムの一般の患者が、診察や治療を選択する権利、診察や治療に関する生物医学研究への参加を受け入れるか拒否するかを決定する権利を持つこと、診察や治療において名誉が尊重され、健康が守られることを規定している。検査や治療分野における違反は行政処分の対象となる。

130. 法律で定められているように、健康保険への加入において、障害のある人とない人の差別はない。障害のある人には、重度および中度の障害のある人に対する健康保険証の無料交付など、優遇政策を受ける権利がある。さらに、重度、中度、軽度の障害のある人で社会的保護を受けている人には、政府が定める適正な管理範囲内（administrative level）で診察や治療を受ける場合、100％の医療費還付を受けることができる。

131. CRPD実施のための国家計画（National Plan on CRPD implementation）では、医療施設で障害のある人が医療やリハビリテーションサービスを受けられるようにする措置が明記されている。これには次のようなものがある。

・サービスの質の向上

・障害の予防

・早期発見・早期介入

・整形外科手術

・障害のある人用の補助器具の提供

132. 2010年障害者法では、医療機関は早期発見と障害予防のためのカウンセリングを行い、新生児の生まれつきの障害を特定し、適切な治療とリハビリテーション措置を講じなければならないと規定されている。リハビリテーション・サービス、早期発見、早期介入の支援は、CRPD実施のための国家計画、および障害者支援のための国家行動計画（National Action Plan to support persons with disabilities）2012年～2020年の重要な要素のひとつでもある。2007年から2010年にかけて、全国の妊産婦・新生児センターは、5万人以上の妊婦の出生前スクリーニング（screening　訳注　事前に傷害や病気の可能性を評価するための検査）、約9,000人の妊婦の妊娠中絶、約4万件の経過観察（follow-up）と産後カウンセリング、17万8,000件以上の新生児スクリーニングを実施し、3,860人の子どもを中央および地方の小児科医療機関に紹介し、診察と治療を行った。ホーチミン市やクアンビン省などいくつかの省や市では、障害の早期発見に関するパイロット・モデルを実施している。

20. ハビリテーション、リハビリテーション－第26条

133. ベトナム政府は、障害のある人の健康状態の改善、ひいては日常生活活動および労働能力を向上させることへの、リハビリテーションの重要な役割を認識している。

134. ベトナムは、中央レベルから地方レベルまでリハビリテーションサービス提供システムを確立している。中央（central）レベルでは、国立リハビリテーション専門病院（central rehabilitation hospital）1ヶ所、バックマイ病院（Bach Mai Hospital　訳注　ハノイ市にある、北部最大の総合病院）のリハビリテーションセンター、そしてすべての中央総合病院（central general hospital）のリハビリテーション部門がある。省（province）レベルでは、省の保健局（provincial Departments of Health）が管理する38の病院／リハビリセンター、その他の省庁が管理する23の病院／リハビリセンター、省立の総合病院の90％、省立の専門病院の50％のリハビリテーション部門がある。県（district）レベルでは、75％の県立病院にリハビリテーション科／部門がある。町村（commune）レベルでは、11,000町村のうち10,000町村にリハビリテーション担当のスタッフがおり、そのうち約50%がリハビリテーションと地域に根差したリハビリテーションに関する研修を受けている。加えて、全国10,668の町村には町村保健所があり、その65％に医師がいる。

135. 全国のリハビリテーションネットワークを強化し、リハビリテーションサービスの質を向上させ、障害の予防、早期発見、早期介入を促進し、ベトナム人の生活の質を向上させることを目的として、保健省（Ministry of Health）はリハビリテーション国家計画（National Action Plan on Rehabilitation）2014年～2020年を制定した。この計画は、リハビリテーション活動を促進するための目的、目標、解決策を定めている。その重点は、リハビリテーション政策、地域に根差したリハビリテーションの実施、リハビリテーションネットワークの構築、職員の研修、リハビリテーション施設に置かれている。この国家計画に従い、各省（province）は省リハビリテーション開発計画を策定し、実施している。

136. 首相は、健康人口目標プログラム（Targeted Program on Health-Population）2016年～2020年を承認した。ここれには全体計画の一部としてリハビリテーションの要素が含まれている。首相はまた、知的障害および精神障害のある人のための社会扶助と地域に根差したリハビリテーションに関する国家計画（National Plan on social assistance and community-based rehabilitation for persons with mental disability, persons with mental disorders）2012年～2020年、孤児、遺棄された子ども、HIV/AIDSに感染した子ども、有害化学物質の被害者である子ども、重度の障害のある子ども、自然災害の被害を受けた子どもを支援するための国家計画2013年～2020年を承認した。保健省には、モニタリングと評価、障害者保健情報システムの実施、障害のある人への整形外科手術および補助器具に重点を置いた、障害者支援のための国家行動計画2012年～2020年の実施のための政府資金が割り当てられている。

137. 保健省は2016年、全国の病院を評価するための一連の品質保証指標を発表した。医療施設の物理的なアクセス性に関する指標も、この指標セットに含まれている。

138. 全国のリハビリテーションサービス提供体制を強化する目的で、保健省は全国のリハビリテーション施設の機能、責任、組織構造を規定する通達46/2013/TT-BYTを公布した。この通達は、リハビリテーション専門職の資格名称（title）、施術者の免許、リハビリテーション病院とリハビリテーション医院の運営免許を規定している。

139. ベトナム政府は、障害のある人のリハビリテーションサービスへのアクセスを改善するための施策を実施している。2016年、保健省はリハビリテーションサービスの健康保険適用範囲を拡大する通達を出した（33から248のリハビリテーションサービスへ）。また、この政策では、主に装具や整形外科用椅子など、健康保険で償還されるリハビリテーション医療用品20品目の追加リストも規制している。2015年、健康保険支払いの基礎となる診察や治療の価格を規定する通達が制定された。保健省は、健康保険が適用されるすべてのリハビリテーションサービスの技術的手続きを策定中である。2016年、保健省は「リハビリテーションにおける診察と治療に関するマニュアル（Manuals on diagnosis and treatment in rehabilitation）」を再出版し、地域のリハビリテーション施設に配布した。これは全国で適用される専門的な文書として2014年に正式に発行されたものである。

140. 2016年、保健省は多くの大学と協力し、ベトナムの学部レベルのOT訓練プログラム開発の基礎として、学部レベルで教える作業療法（OT）訓練教科書を編纂し、また、医師、技術者、町・村（commune）のリハビリテーションスタッフ向けの、短期の終了証明が発行される（certificate-based）リハビリテーション研修プログラムの作業療法項目（OT content）を強化した。保健省（Ministry of Health）、地方保健局（Departments of Health　訳注　基本的に1省市ごとに保健局がある。）、省立（provincial）リハビリテーション病院は、すべての行政レベルのリハビリテーションスタッフ、とくに町・村レベルのスタッフのために、多くの短期継続医療トレーニングコースを実施してきた。

141. 現在、ベトナムには障害のある子どもや化学毒物の被害を受けた子どものための34のリハビリテーションセンターがある。24の省・市にある143の町・村に住む3,000人以上の障害のある子どもが、リハビリ技術者や町村間リハビリセンターネットワークの共同制作者たちの支援を受けて、リハビリ治療に参加している。

142. ベトナムでは、地域に根差したリハビリテーション（CBR: community-based rehabilitation）は、2012年から2015年までの保健に関する目標プログラム（Targeted Program on Health）の重要な要素である。障害のあるベトナム人のためのCBRプログラムは、保健、教育、労働不能（labour – invalid）、社会問題の各部門が連携して実施されている。このプログラムでは、保健省と労働・傷病兵・社会問題省が主要な役割を果たしている。CBRは1987年からベトナムに導入され、国内の多くの省（province）で試験的に実施されている。CBRプログラムを実施する省の数は、2006年には64省中44省だったが、2016年には63省中51省に拡大した。2012年から2015年の間に、さらに11の省の616の町・村（commune）がCBRプログラムを実施し、プログラムの対象となった町・村の総数は5,220となった。主な活動は、必要性評価のための適正審査（screening）、在宅および施設ベースのリハビリテーションサービスの提供、障害のある人の健康記録の作成などである。

143. 中央および地方レベルでの障害データ管理を支援するため、保健省は全国的な使用を目的とした医療・リハビリテーション障害情報システムを策定し、実施した。現在までに、このシステムには9省（province）の9万人の障害のある人のデータが含まれている。保健省はこのシステムを残りの省にも拡大する予定である。

144. ベトナムは、「ベトナム戦争中に米国が使用した有害化学物質の被害者のための地域に根差したリハビリテーション」プログラムの第2期（2014年〜2016年）を、政府の資金援助を受けて実施中である。このプロジェクトは、タイビン省、クアンガイ省、ドンナイ省の全県（district）（第1フェーズから開始）と、ラオカイ省、クアンナム省、ベンチェ省（第2フェーズで新たに加わった省）のいくつかの県で実施されている。

145. 労働・傷病兵・社会問題省（Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs: MOLISA）は、保健省および多くのパートナーと協力して「地域に根差したリハビリテーション・ガイドライン」を作成し、現在、MOLISA管理下の社会保護施設での障害のある人のリハビリテーションで使用されている。2013年からMOLISAは、いくつかの省（province）で障害のある人のための包括的な多部門CBRモデルを試験的に導入し、ベトナム全土の他の都市や省へのモデル導入を検討している。

21. 労働及び雇用－第27条

146. 2012年労働法は、障害を理由とする差別を厳しく禁じている。雇用者は、同じ価値の業務を遂行する従業員に対し、均等な給与支払いを保証しなければならない。

147. 2012年労働法では、雇用者は障害のある従業員に適した労働条件、作業用具、労働安全、労働衛生を保証し、定期的に健康管理を行わなければならないと規定している。雇用者は、障害のある従業員の権利や利益に関する問題について、障害のある従業員と協議しなければならない。

148. 障害のある従業員の権利を保護するため、2012年労働法は、障害のある人を雇用する際の禁止行為も規定している。それには、労働能力の51％以上を失った障害のある人に時間外労働、夜間労働をさせること、重労働、危険、危険な作業、有害物質への暴露をさせることなどがある。

149. 労働と雇用に関するベトナムの法律では、さまざまな経済セクター（economic sector　訳注　経済活動を特定の分野や業種ごとに分類したもの）間の区別は設けられていない。ベトナムは、インフォーマル経済セクター（訳注　その経済活動が行政の指導の下で行われておらず、国家の統計や記録に含まれていないような経済セクター）に従事する障害のある人に関するデータベースをまだ構築していない。

150. 2012年労働法は強制労働行為を厳しく禁じている。強制労働行為を行った雇用者は、その行為の重大性に対応した行政処分または刑事処分を受ける。

151. ジェンダー平等法（Gender Equality Law）では、採用の際の、年齢・性別の平等、職場における雇用・賃金・賞与・社会保障・労働条件等の均等待遇を定めている。ベトナムの法律では、従業員に対する性的虐待やハラスメントは、障害の有無にかかわらず厳しく禁じられている。これらの規定に違反した者は、行政処分の対象となる。

152. 幹部・公務員法（Law on Cadres and Civil Servants）および公務員法（Laws on Public Employees）に基づく雇用規則では、障害のある人とない人の雇用に区別を設けていない。ただし、従業員は職務を遂行するために一定の健康基準を満たす必要がある。

153. 2016年には、ベトナムの障害のある人の60％以上が労働年齢（15〜60歳）であり、そのうち30％が就労可能であり、さらにその75％が経済活動に従事している。経済活動の70％以上が農業で、約80％が自営業や個人事業（household business）、約15％が被雇用者である。職業訓練を受けている障害のある人は、全体の10％にも満たないと推定されている。120万人以上の就労年齢・就労能力のある障害のある人が職業訓練支援を必要としている。

154. ベトナムのいくつかの雇用サービスセンターでは、障害のある人に特化した就職フェアを開催した。2015年から2016年にかけて、雇用サービスセンターは560万人に職業相談と紹介を行い、170万人の就職を支援し、その多くは障害のある人であった。

155. 2014年から2015年にかけて、雇用と職業訓練に関する国家目標プログラム（National Targeted Program on employment and vocational training）は、国家雇用基金（National Employment Fund）を通じて障害のある人の雇用支援に資金を提供した。このプログラムでは、毎年盲人協会を通じて、視覚や他の障害のある人とその家族など約6,700人に低利融資を受けるための就労支援を提供した。

156. 2012年から2015年にかけて、障害のある人に対する職業訓練施設の数と職業訓練に携わる教師の数が大幅に増加した。2012年から2015年にかけて、計12万人の障害のある人が職業訓練と雇用創出プログラムの恩恵を受けた。2016年には、約17,000人の障害のある人がこのプログラムの恩恵を受け、6年間（2011年から2015年まで）（訳注　2011年から2015年までだと5年なので、「5年間」の誤りと思われる。）で雇用と職業訓練で支援された障害のある人の総数は14万人となった。

157. これまで多くの省（province）が、障害のある人の雇用の支援と業務創出のために、障害者雇用基金から財源を調達（set up）し、割り当てている。現在、障害のある人15,000人以上が障害のある人が経営する400以上の事業所で働いており、16,000人以上が企業、事業所、家庭、自営業で働いている。

158. 職業および雇用創出支援を受けている障害のある人のうち、約41％が職業訓練カウンセリング、職業カウンセリング、職業紹介（job placement）を受けた。 また、約18％が職業訓練費の減免を受け、20％が職業訓練支援（食費、交通費、宿泊費の支給）を受けた。そして21.4%が、国家雇用基金、貧困世帯融資プログラム、障害者団体および障害者支援団体が資金提供するその他のプログラムから、雇用創出のための優遇融資を受けた。一般的に、職業訓練や雇用支援活動の恩恵を受けている障害のある人の割合は、都市部（障害のある人の27%）の方が農村部（16.9%）よりも高くなっている。2016年～2020年の職業教育―業務・労働安全に関する目標プログラムの労働市場・雇用開発部門には、障害のある人の雇用創出を支援する活動がある（プログラムの目標は、7,500人の障害のある人に職業紹介を行うことである）。

159. ベトナムは、障害のある人に対する、整形外科、リハビリテーション、介護、教育、職業訓練、雇用創出、その他の支援サービスに対して、組織や個人が投資、後援、技術的・財政的支援をすることを奨励している。整形外科、リハビリテーション、介護、教育、職業訓練、雇用創出、その他の障害者支援サービスの構築に投資する組織および個人は、法的文書に基いた優遇政策を受ける権利を持つ。

160. ベトナム政府は、障害のある人の労働権と自ら仕事を生み出す権利を保護し、雇用者に仕事の創出と障害のある人の雇用を奨励している。政府は、障害のある従業員を雇用する雇用者に対して、国家雇用基金から優遇融資を行う政策をとっている。現在、国家雇用基金は、多数の障害のある人を雇用する中小企業、協同組合、協同組合グループ、個人事業（household business）に対して、融資額と金利の両面で優遇した融資を行っている。

161. ベトナムは、職業教育施設に対し、障害のある人をインクルーシブ教育に受け入れるよう奨励している。また、組織や個人に対し、障害のある人のための職業教育施設を設立するよう奨励している。障害のある人の職業教育施設は、施設や訓練設備への投資に対する財政支援を受けることができる。また、障害のある人に適した場所に施設を設置するための土地を借りることもできる。

162. 政府は毎年、国家予算の一定割合を、職業リハビリテーションや職業訓練の支援、障害のある自営業者への低利融資に充てている。障害のある人の職業訓練を支援する政策には、食事手当と旅費手当の支給、対象プログラムの受益者を農村部と都市部の障害のある人に拡大することなどがある。

163. ベトナムの職業訓練施設のネットワークは、民間部門の参加の増加により、数、規模、質の面で増加している。現在、ベトナムには障害のある人の職業訓練に携わる職業訓練施設が256以上ある。その中には専門職業訓練センターが55、障害のある人の職業訓練に携わるセンターが200、障害のある人が所有する企業が400以上ある。

22. 相当な生活水準及び社会的な保障－第28条

164. 憲法は、社会福祉を受ける国民の権利を認め、政府は国民が社会福祉を享受する機会の平等を実現し、社会福祉制度を発展させなければならないと規定している。

165. 障害のある人は社会保護グループのひとつである。政府は、中度および重度の障害のある人に対して、毎月の社会手当と無料の健康保険証を支給している。中度または重度の障害のある高齢者または子どもは、同じ障害レベルの他の障害のある人よりも高い手当を受け取る権利がある。政府はまた、中度または重度の障障害のある人、妊娠中または生後36ヶ月未満の子どもを養育している中度または重度の障害のある人の世帯に、毎月介護手当を支給している。

166. 通常の条件で働く障害のある人は、社会保険に20年以上加入している場合、男性は60歳、女性は55歳になったときに年金を受給できる。労働能力が61％以上低下した障害のある人は、社会保険に20年以上加入している場合、男性は50歳、女性は45歳になったとき年金を受給できる。

167. ベトナムは、持続可能な貧困削減のための国家目標プログラムと新たな農村開発のための国家目標プログラムを実施している。これらのプログラムはすべての地方で実施されており、貧困世帯で生活している障害のある人はこれらのプログラムの受益者である。2017年、ベトナムは、持続可能な開発のための2030アジェンダを実施するための国家行動計画を制定した。この計画は、ベトナムが国連の持続可能な開発目標の下でのコミットメントを実施するための活動と解決策を具体化したもので、障害のある人に関する具体的な指標も含まれている。

168. 住宅に関する法律は、障害のある人が国有住宅を賃貸あるいは購入する際の費用の減免額を規定し、障害のある人を社会住宅政策の優先受益者としている。この政策に基づき、中央・地方レベルの社会住宅開発プロジェクトでは、障害のある人が優先的に社会住宅を購入・賃貸している。

169. 2012年から2015年までの、農村部の給水と衛生に関する国家目標プログラム（National Targeted Program on Rural Water Supply and Sanitation）によって、農村部の人々の安全な水の利用が確保された。農村部、山間部、遠隔地、孤立した地域に住む障害のある人やその家族も、これらのプログラムの恩恵を受けている。

170. 重度の障害があり、介護者がいない、または地域社会で生活することができない人は、社会保障施設で介護を受ける権利がある。

171. サービス、設備、その他のサポートへの障害のある人のアクセスを確保するための措置や、教育、保健、交通、科学技術、情報についての障害者支援プログラムの利用可能性は、本報告の上記各節で紹介されている。

23. 政治的及び公的活動への参加－第29条

172. ベトナム憲法は、障害のある人か障害のない人かを問わず、国民のすべての政治的権利を認めている。

173. ベトナムには、障害のある人の投票権を制限する法的規制はない。障害のある人は障害のない人と平等に投票する権利を持つ。障害のある人の投票権行使を支援するため、ベトナムの法律では社会保護センターに投票所を設けることを規定している。障害のある有権者が投票所に行けない場合、選挙チームは、障害のない有権者と平等に投票できるように、投票箱をその人の住居または入所している施設に持参しなければならない。障害のある有権者が、その障害のために投票できない場合、他の人に代理投票を依頼することができる。

174. すべての障害のある人が投票権を行使できるように、選挙区では選挙日前に障害のある人のリストを見直し、投票所での支援や投票箱の居宅への持ち込みなど、障害のある人が投票権を行使できるようにする計画を策定しなければならない。選挙に先立って、ベトナム政府は必ず、全国の障害のある人に対して投票権を行使するように促している。

24. 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加－第30条

175. ベトナム憲法は、すべての人が文学的・芸術的作品を創作し、文化的価値を享受・利用し、文化生活に参加し、文化施設を利用する権利を持つと規定している。

176. ベトナム政府は、障害のある人に適した文化、体育、スポーツ、娯楽、観光活動の組織化を支援し、文化作品、体育、スポーツ、娯楽、観光を楽しむために好ましい条件を創出する。障害のある人には、スポーツ、文化、芸術活動において才能と適性を伸ばす権利、および、芸術作品の創作や上演、スポーツ活動の練習や競技に参加する権利が確保されていなければならない。

177. ベトナムは、世界知的所有権機関（WIPO: World Intellectual Property Organization）の「盲の人、視覚障害のある人、その他印刷物の読み取りに障害のある人が出版物を利用する機会を容易にするためのマラケシュ条約（Marrakesh Treaty）」に2016年9月30日から加盟した。ベトナムは条約の条項を徐々に国内法制度に取り入れてきた。ベトナムの知的財産法は、視覚障害のある人のために点字や他の言語に翻訳された著作物の利用を含め、利用者が許可を求めたり対価を支払ったりすることなく公表された著作物を利用できる場合について規定している。知的財産法が障害のある人の文化資料へのアクセスや国際活動への参加のバリアとならないような措置が取られている。図書館の中には、障害のある人が利用しやすいように設計されたドア、トイレ、エレベーター、車椅子で利用できる本棚、コンピューターデスク、閲覧テーブルを備えているところもある。障害のある人が利用できる書籍を搭載した移動図書館モデルがあり、都市だけでなく遠隔地にも拡大されている。

178. 政府は、障害のあるアーティストによる芸術公演に対して、支援（プログラム制作、公演、衣装など）し、助成金を支給する。毎年、地方自治体では、障害のある子どものための絵画教室、盲人協会のための歌唱教室、障害者団体がさまざまなレベルのアートショーをオーガナイズするための指導など、障害のある人のためのさまざまな活動を行っている。

179. ベトナムはまた、各地域のろう学校で芸術公演を開催し、ろう者の文化的アイデンティティを促進している。ろう者が参加する芸術公演では手話通訳が提供される。ドンナイ大学ろう文化研究・促進センター（Centre for Research and Promoting Deaf Culture at Dong Nai University）は、ろう者の文化的アイデンティティの研究と推進活動を実施するために設立された。

180. ベトナム政府は、博物館や歴史文化遺跡を訪れる障害のある人に対するチケット料金の減免を規定しており、これには重度の障害のある人に対する料金免除、中度の障害のある人に対する50％減額、すべての観光地での料金減額などがある。多くの文化施設では、障害のある人に適した設備（accommodation）、車椅子、エレベーター、独立した通路、トイレを提供し、また、障害のある人をサポートするスタッフを配置している。

181. 毎年、全国の省および県レベルで約600の移動映画グループ（mobile cinema crew）や移動情報提供チーム（mobile information team）が、障害のある人を含む住民のために映画上映や宣伝プログラムをオーガナイズしている。中央および地方レベルの130のプロの芸術団が、都市部、農村部、離島、国境地帯に住む障害のある人を含む社会保障を受けている人のために、無料の芸術公演をオーガナイズしている。

182. アクセシビリティの確保は、特定のタイプの観光施設の評価基準のひとつである。観光振興地域（tourism area）、観光ルート、観光地（destination）は、障害のある人のアクセシビリティを確保するためにトイレの基準を設けている。一部の観光施設では、障害のある人向けツアーの設定、障害のある人が経営する土産物店の開店、リゾート地でのレクリエーション・サービスの開始など、障害のある人をターゲットにした観光商品の開発が始まっている。

183. 体育・スポーツ分野では、ベトナムは障害のある子どもを含む障害のある人向けの8つのスポーツをオーガナイズしている。多くの地方自治体が、障害のある人のための新しいスポーツを開発している。国障害者スポーツ大会が毎年全開催され、800名以上の障害のあるアスリートが参加している。これらの大会では、障害のあるアスリートに対する差別や優遇措置は一切ない。

184. 全国大会で最優秀の成績を収めた障害のある人は、地域、大陸、または世界のスポーツ大会でのトレーニングと競技に選抜される。ブラジルで開催された2016年リオパラリンピックでは、重量挙げ、体操、水泳の3種目に出場した11人の障害のある人選手からなるベトナムチームが多くのメダルを獲得した。国内外でメダルを獲得した障害のある選手やコーチは、障害のない同世代の選手と同等の報奨を受けられる。

185. 全国27省（province）で障害のある人向けのスポーツ活動が8つされている。現在、613/713県（86％）に文化会館や文化スポーツセンターがあり、141県にフィットネス・スポーツセンターがある。5,996/10,230の町・村（58.5%を占める）には文化施設または文化スポーツセンターがあり、66,513/109,727の村には障害のある人を含む人々が文化、芸術、体力トレーニング、スポーツに参加できるように支援する文化施設やスポーツ施設がある。

186. 特別支援学校には、障害のある子どもが社会生活に参加できるよう、スポーツやレクリエーションの設備が整えられている。しかし、インクルーシブ学校には、障害のある子どもに適したスポーツ施設やレクリエーション施設がない。そこで障害のある子どもは、その障がいの種類に適した設備にしかアクセスし、使うことができない。

III. 障害のある女性と子ども

1. 障害のある女性－第6条

187. 労働・傷病兵・社会問題省（Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs: MOLISA）の統計によると、障害のある女性は推定380万人で、障害のある人の総数の54％を占めている。

188. 2013年憲法第26条第1項は次のように規定している： 「男女の国民は、すべての面において平等である。政府は男女の権利と機会の平等を保証する政策をとる」。この原則の下では、障害のある男性と女性は社会生活のあらゆる面で平等であり、性別に基づく差別を受けてはならない。また、障害のある女性は障害のない女性と平等であり、障害を理由に差別されてはならない。

189. ベトナムは1979年に国連女性差別撤廃条約（CEDAW: Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women）に加盟した。2010年ジェンダー平等法（Law on Gender Equality）は、CEDAW条約の原則を採用し、障害のある男女を含む一般的な男女平等を確保するための措置を講じている。男女平等を促進するための措置は、ジェンダーに基づく差別とはみなされない。母親の保護・支援政策はジェンダーに基づく差別とはみなされない。

190. 児童法では、障害のある子どもを含めた男女間、また障害のある女子と障害のない女子間の差別禁止の原則も承認している。

191. ベトナムは、女性の男性と同等の権利を促進するため、女性全般と障害のある女性を支援するプログラムを数多く実施してきた。ベトナムには男女平等に関する専門機関として、労働・傷病兵・社会省傘下のジェンダー平等局（Gender Equality Department）があり、国家女性地位向上委員会（National Committee for the Advancement of Women）、ベトナム女性連合（Viet Nam Women Union）など、男女平等を推進するための数多くの社会政治組織や、男女平等に関する多くのプログラムも設立されている。さらにベトナムは、障害のある女性を含む暴力の被害を受けた女性を支援するために、社会福祉センター、あらゆるレベルの女性連合、地域社会和解チーム（community reconciliation team）など、数多くの社会政治組織や社会団体を結成してきた。

2. 障害のある子ども－第7条

192. MOLISAの統計によると、ベトナムには推定190万人の障害のある子どもがおり、障害のある人総数の27％を占めている。

193. ベトナムの法律は、障害のある子どもと障害のない子どもを区別することなく、子どもに関するあらゆる決定において子どもの利益を保護する必要があると規定している。子どもへの介入と保護に関するあらゆる決定については、親、保護者、子どもに通知し、相談しなければならない。

194. ベトナムの法律によれば、子どもは自分に関わることがらについて意見や懸念を表明する権利を持ち、年齢、成熟度、発達度に応じた会合を開く権利、また教育機関、家族、個人と自分の考えや希望、フィードバックを共有する権利を持っている。

195. ベトナムの法律には、障害のある男の子と女の子を統制する個別の規定はない。実際には、ベトナム政府は男女平等に関する国家プログラムのもとで、障害のある少女を支援するプログラムを実施している（第6条への回答で述べたとおり）。

196. ベトナムでは、障害のある子どもは法律に基づいて、子どもの権利と障害のある人の権利を享受し、特別教育、リハビリテーション、発達、社会的インクルージョンについて支援・ケアされ、それを獲得する権利を持っている。2010年障害者法によると、障害のある子どもは、社会保障政策、診察・治療などにおいて優先される。

197. ベトナムは、障害のある子どもを支援するためのプログラムを数多く公布している。たとえば、孤児、捨て子、HIV/AIDSに感染した子ども、有害化学物質の被害者である子ども、重度の障害のある子ども、自然災害の被害を受けた子どもを支援するための計画2013年～2020年などである。さらに、ベトナムは児童虐待事件に関するフィードバックや支援を受けるためのホットラインを設置し、また、障害のある子どもや恵まれない子どもの教育に関する運営委員会などを設立した。

IV. 締結国による義務の履行

1. 統計及び資料の収集－第31条

198. 現在、MOLISAが認定し、公式に使用している障害のあるベトナム人の数は、ベトナムの人口が7,850万人であった2009年に統計総局（General Statistics Office: GSO）が実施した全国人口・住宅全数調査（National Population and Housing Census）から収集したデータである。この調査に先立ち、統計総局（GSO）は2006年ベトナム世帯生活水準調査の枠組みの中で障害調査をオーガナイズした。このどちらの調査でも、ワシントン・グループの障害に関する短縮質問紙セットを使用して、世界保健機関の国際生活機能分類（ICF）に基づくさまざまな機能を実行する際の困難さを特定した。

199. 2016年、統計総局（GSO）は多くの組織と調整し、ベトナム初の全国障害者調査をオーガナイズした。調査は1,074の町・村をサンプルとして実施され、地域社会で生活している障害のある人と社会保護施設に入所しているすべての障害のある人のサンプル調査も含まれていた。この調査は、障害のある人の障害の種類や重症度、年齢層、都市部と農村部の分布などの情報の収集を目的としている。これは、政策立案、プログラム策定、資源配分のためのデータ収集を目的とした、障害に関する初の調査である。調査結果は2017年末に発表される予定である。

200. また、2017年に国家障害者委員会（National Committee on Disability）は、省（province）レベルでの試験期間を経て、中央から地方レベルまで全国の障害のある人のモニタリングとその報告の指標を正式に発表した。この指標セットには、分野別の定量的指標が含まれており、国家障害者委員会、各省庁、地方公共団体が障害者支援政策の実施状況を定期的にモニタリングし、報告することができる。国家障害委員会は2017年にこの指標セットを各省庁および省（province）に配布した。

201. ベトナムでは、障害のある人に関するすべての統計データは、国会の年次モニタリング報告書を通じて普及され、メディアで公表されている。障害のある人、障害者団体、一般市民は、これらのデータに簡単にアクセスできる。

202. 障害のある人は、障害に関するデータ収集や研究に参加する機会がある。障害のある人および障害者団体は、障害報告書草案に対して意見を提出するよう求められている。

2. 国際協力－第32条

203. 障害者法第12条は、障害のある人に関連する国際協力について以下のような内容を規定している。

・国際協力プログラムおよびプロジェクトの策定および実施

・国際機関への参加

・国際条約への署名、加盟、実施

・問題事項についての情報と経験の交換

204. 障害者権利条約実施に関する国家計画では、障害のある人に関する以下のような国際協力活動が明記されている。

・国際協力を強化し、また障害のある人への支援に関する国際機関および外国出資者からの支援を結集する

・CRPDに基づくベトナムの義務を履行する

・他の条約加盟国との協力を拡大し、障害のある人の権利を基本とした支援に関する経験を学ぶ

・セミナー、会議、フォーラム、国際会議、地域会議に出席する

205. ベトナム政府は、透明性、責任の委譲、関係機関の権利と責任の規制、関係機関間の緊密な連携の確保、関係機関や中央・地方レベルの実施組織の自主性の促進を基本として、外国の民間からの援助に対する国家管理を確実に行う。

206. 外国の民間からの援助は、ベトナムの法律および援助提供者との約束に従わなければならない。援助提供者の規定がベトナムの法律に準拠していない場合は、ベトナムの法律が適用されるものとする。

207. 障害のあるベトナム人は、対外援助プロジェクトも含めて、障害者支援プログラムやプロジェクトの策定、実施、評価に参加し、意見を提供する権利を持つ。ベトナムのすべての障害者支援プログラムやプロジェクトには、障害のある人が参加している。

208. 多くの国際機関やNGOが各省庁や地方当局と協力し、障害のあるベトナム人の権利の実現を推進している。米国国際開発庁（USAID）、国連児童基金（UNICEF）、ベトナム障害者支援（VNAH）、HI、IC、カリタスドイツ、韓国リハビリテーション協会、CRS、MCNV、CBMなどの組織が、ベトナムの障害者支援に効果的に取り組んできた。その支援活動は、技術支援から政策立案、現地パートナーの能力開発、障害のある人への直接支援まで多岐にわたる。また、多くのプロジェクトが、地方における障害者団体（DPO）の設立と能力開発を支援している。米国は現在、障害の分野で最大の援助国である。2015年から2020年にかけて、米国国際開発庁（USAID）は、ベトナムが「障害のあるベトナム人の権利促進」プロジェクトを実施することを支援し、2100万米ドルの資金を提供している。このプロジェクトは6つの省（province）を対象としており、障害のある人への直接支援、リハビリテーション提供能力の強化、政策による権利擁護（policy advocacy）の3つの主要コンポーネントで構成されている。このプロジェクトは、障害のある人の生活の質を向上させるプラスの効果をもたらしている。

訳注

上記の組織などのフルネームは以下のとおりである。

・米国国際開発庁（USAID: United States Agency for International Development）

・国連児童基金（UNICEF: United Nations Children's Fund）

・ベトナム障害者支援協会（VNAH: Vietnam Assistance for the Handicapped）

・HI：ヒューマニティ＆インクルージョン（Humanity & Inclusion）

・IC： インタナショナルセンター（International Center）

・カリタスドイツ（Caritas Germany）

・韓国リハビリテーション協会（Rehabilitation Association of South Korea）

・CRS： カトリック救援サービス（Catholic Relief Services）

・MCNV: オランダ・ベトナム医療委員会（Medical Committee Netherlands-Vietnam）

・CBM：CBMグローバル障害インクルージョン（CBM Global Disability Inclusion）

3. 国内での実施と監視－第33条

209. CRPDの第33条に規定されているように、ベトナムは2015年、CRPDの調整、施行、モニタリングを担当する国家機関であるベトナム国家障害者委員会（Viet Nam National Committee on Disability）を設立した。委員会は、首相が障害者支援活動に関して各省庁、団体、地方自治体間の指導と調整を行う際に、これを補佐する任務を負っている。国家障害者委員会の委員長には労働・傷病兵・社会問題大臣が任命される。委員会は副大臣12名と全国的な障害当事者団体および障害者支援団体の代表6名の18名で構成されている。

210. 国家障害者委員会は、2016年6月21日に首相によって制定された国連障害者権利条約の実施に関する国家計画を策定するため、各省庁や地方公共団体と連携した。この計画は、医療とリハビリテーション、教育、職業訓練と雇用、生活、交通と通信の利用、法的支援などにおける障害のある人の権利を促進するための国家的枠組み行動計画である。また、この計画は、条約の実施、条約締結国の権利と義務の履行の際の、省庁、組織、地方自治体の責任を定めたものである。

211. 障害者権利条約の実施に関する国家計画では、各省（province）が状況に応じて省障害者委員会を設立し、省レベルで障害者権利条約および障害者法の実施の調整、執行、監視を強化することが規定されている。国家障害委員会の努力により、報告書の時点で21の省が省障害委員会を設立した。さらに、24の省が国家計画に基づき、障害者権利条約の実施に関する省計画を策定し、承認した。2017年、国家障害者委員会は、障害者権利条約の計画、予算、実施、モニタリングについて、地方の障害者委員会を指導するためのワークショップをオーガナイズすることを計画している。

212. ベトナム国家障害者委員会はまた、省庁と中央組織間の連携を強化するために、同委員会の障害担当者（disability focal points）で構成された技術諮問チームを設立した。

213. ベトナム国家障害者委員会が作成・制定した国家障害者監視・報告指標システムは、同委員会とそのメンバー、地方が障害者権利条約と障害者法の実施状況を定期的にモニタリングし、障害者権利条約実施についての国の報告書を作成するためのデータを収集するためのツールである。

214. ベトナム国会は、この条約の実施を監督する独立した最高監督機関である。省（province）レベルでは、すべてのレベルの人民評議会（People’s Council）が地方レベルでの条約実施を監督する権限を持っている。ベトナム祖国戦線（Vietnamese Fatherland Front）とその加盟組織は、国家機関、組織、個人による障害者政策とプログラムの開発、モニタリング、監督に参加する責任がある。障害当事者団体および障害者支援団体、障害のある人も条約の実施状況のモニタリングに参加している。

215. ベトナムでは、各政府機関がそれぞれの権限に従い、以下のように条約を実施する責任を負う： 労働・傷病兵・社会問題省は、障害分野における中心的機関である； 保健省は障害のある人の保健医療に関する国家管理を行っている； 教育訓練省は障害者教育に関する国家管理を行っている； 文化スポーツ観光省は、障害者向けの文化、スポーツ、レクリエーション、観光活動に関する国家管理を行っている。各レベルの人民委員会（People’s Committee）は、障害のある人の権利を保障するために、障害のある人に関する国家管理を行っている。

216. 条約の実施に必要な資金は、各省庁、中央省庁、地方自治体の年間経常支出から配分される。これは次のようなプログラムに基づくものである： 持続可能な貧困削減に関する国家目標プログラム、新農村開発に関する国家目標プログラム、関連部門目標プログラム、障害者支援のための国家行動計画、および国家予算に関する法律に従ったその他の関連プログラム。また、条約の実施のために国内外の組織や個人からの寄付と支援を動員しなければならない。

（翻訳： 岡本 明、佐野竜平、佐藤久夫）